

社員旅行

佐賀県の武雄温泉の旅 温泉、散策、参拝、バルーンフェスティバルを楽しみました。



11月初め、社員旅行へ行ってきました。今回は、武雄温泉の旅です。

初日は武雄温泉駅周辺の散策。武雄温泉楼門内では、古い建物やお風呂の見学ができました。また、武雄市図書館は広さと綺麗さにびっくり！休憩を兼ねて、贅沢な空間を楽しむことができました。そしていよいよお宿へ。今回のお宿は、御船山楽園ホテル。チームラボとのコラボレーションでエントランスはとても幻想的でした。荷物を置いたら早速、御船山散策へ！紅葉には少し早かったですが、緑に囲まれてとても心地良かったです。

2日目は祐徳稲荷神社へ。本堂での参拝を終え、さらに上の奥の院へ！しかし、道中は急な階段や山道で登りきったころにはヘロヘロ。登り切った後に飲んだビールは格別だったことでしょう。開催中だったバルーンフェスティバル会場にも向かいました。バルーンが飛ぶ上空は風が強かったようで、残念ながら飛ぶところは見られませんが、バルーンが膨らむ瞬間を見たのは人生初。可愛らしい柄のバルーンもたくさんありましたよ。

佐賀グルメも堪能しました。佐賀牛にイカシウマイ入りの茶碗蒸し。見ても食べても楽しめた、武雄温泉の旅でした。（陳野）

A-SaaS請求書リリース！

A-SaaSに昨年11月17日より新たに請求書の作成機能が追加されました。

現在弊社で使用している会計・給与ソフト「A-SaaS」に昨年11月17日より新たに請求書の作成機能が追加されました。

この機能を使うことで今まで別のソフトで作成していた請求書が同じソフトの中で作成できるようになり、さらに連動することで仕訳として会計ソフトにも取り込むことができます。料金はソフトの使用料に含まれており、新たに費用が発生することはありませんので気軽に試してみてください。

最近AIの技術が飛躍的に伸びてソフトウェア関係ではインターネットを活用したクラウドの製品が主流になりつつあり業務の効率化に大きく貢献しています。これから生産年齢人口が減少していく中でAIやクラウドの導入、活用は必須条件になってくることは言うまでもありませんが、一方で人にしかできない業務の重要性もクローズアップされています。AIは感情を持ちません（今後はわかりませんが・・・）人と人との対話や表情、感情や気持ちの変化など機械にはできないところにこれから企業が生き残る為のヒントがあるのではないかと感じています。

これからはAIの精度も更によりくなります。また人の成長の何倍ものスピードで進化していきます。大半の単純作業はAIに取って変わるでしょう。これらを最大限活用して業務の効率化を行い、人にしかできないサービスと付加価値の向上に経営資源を集中することができない企業は今後淘汰されていきます。頭を柔らかくし活用できるものは積極的に取り入れもう一度会社や事業を見直す時に来ていると思います。弊社も一緒になって考え寄り添い共に成長できるよう精一杯サポートしていきます。（畑島）

絆 KIZUNA

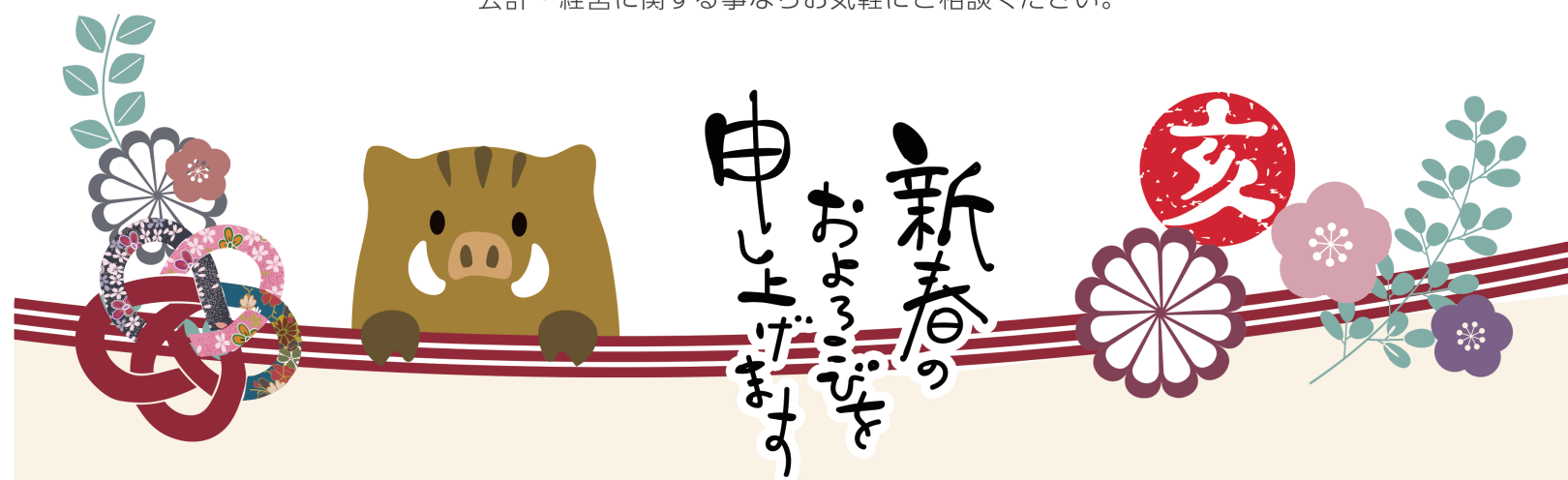
C&Aグループ ニュースレター 2018/vol.32

税理士法人 C&A
株式会社 C&A
株式会社 C&A会計

〒860-0073 熊本市西区島崎2丁目24-6
TEL: 096 (274) 1201
FAX: 096 (325) 1211

私たちは中小企業経営者のホームドクターとして、
社員同士、お客様、地域社会との共生（ともいき）を実現します。

会計・経営に関する事ならお気軽にご相談ください。



謹んで新年のお祝いを申し上げます

旧年中はひとかたならぬご厚情を賜り、誠にありがとうございました。本年も変わらずC&Aグループを何卒よろしくお願いいたします。

私事ではありますが昨年は健康を意識した年となり、12月の初めには花岡山の日本山妙法寺にて、臘八御断食を体験しました。臘八御断食とは、お釈迦様が臘月(12月)1日から7日間断食に入られて、8日目に悟りを開かれたことに因んで行われるものです。

初日の朝5時より断食・断飲で南無妙法蓮華経を唱えながら、夕方5時ごろまで12時間ほどただひたすら唱えること3日間。4日目は、梅干し湯と生野菜を食して、腸内をきれいにして休息。5日目より7日まで引き続き断食です。これにより随分と腸内環境が良くなり、身体が軽くなりました。

飽食の時代だからこそ、一年に一度ぐらいは内臓を休ませることが大切です。空腹を知る事は我慾を知ることであると実感した年末でした。

本年も皆様のご健康とご多幸をお祈り申し上げます。

C&Aグループ 代表 高濱三喜夫

保険の内容確認のご案内

保険はライフワークや加入目的の変化によって、定期的に見直すことが非常に重要です。

年末も近づき、個人の皆様方には生命保険会社等から保険料の控除証明書が送られてきている方も多いと思います。会社員の方であれば、この保険の控除証明書を会社に提出することで年末調整が行われ、払い過ぎている所得税が還付されることとなります。

ところで、保険会社から保険料の控除証明書と一緒に保険内容を記載した書面も一緒に送られていることが多いのですが、この保険内容について確認をされてますでしょうか？毎年確認されている方は大丈夫だと思いますが、何年も内容を確認していない方は注意が必要です。保険加入の年数の経過とともに、当初加入した保険が、現在のニーズと合致していないケースが見られます。

個人的な話をしますと、私自身3年前に結婚しました。本来であれば保険金の受取人を速やかに変更しないといけなかったのに、受取人変更の手続きが遅れたことがありました。受取の方法も一時払いによる方法だけであったのを、一時払いにより受け取る方法と年金形式で受け取る方法を選択できるようにしました。1年前には子供が誕生し、それを契機に学資保険への加入、又今年になって子供が少し体調を崩した時に、子供に何かあった時のための保険にも加入しておかないと思い加入しました。

このように保険はライフワークや加入目的の変化によって新たな保険に加入することや、内容の見直しが必要となってきます。皆様方には是非一度、ご自身の保険の内容を確認して頂ければと思います。ここまで個人の方の保険について述べましたが、会社を経営されている方は法人でも保険に加入されていらっしゃる場合も多いのではないのでしょうか。法人で保険に加入される場合、個人加入より保障額が大きくなり、結果として保険料の支払いも個人より多額になってくることが多いと思います。法人の保険については、毎年内容の確認や見直し、場合によっては新たな保険への加入の検討をして頂ければと思います。

ただ、最近の保険は内容が細かく難しいともよく聞きます。保険会社の書類を見ても内容がよくわからないような時は当事務所の担当者へご相談頂ければ幸いです。（下田）

次世代経営者の未来を語る会

後継者・後継経営者・創業者・経営幹部の方たちに大いに語り合ってくださいセミナーです。



一昨年の9月15日に第1回を開催し、昨年の11月で第5回となりました！毎回参加して頂いている皆勤賞の方も何名かおられ、大変ありがたく感じております。主に若手の後継者・後継経営者・創業者・経営幹部の方たちを対象とし、題のごとく大いに語り合ってくださいセミナーです。

第3回から架空の「佐藤フードサービス」という飲食店を用い実践的な財務内容の見方や、実際にありそうな社長・従業員の悩みなどを事例とし、皆様でディスカッションをしました。何かしら自社に持ち帰ってアウトプットして頂けるような気付きを得ていらっしゃるのではないかと確信しております。

セミナーが終了した後は、懇親会で写真のように皆さん楽しく飲んでいらっしゃいます！今回初参加の方は、「来てみるまでもっと雰囲気が出そうなイメージをしていましたが思ったよりもフランクで緊張せずに楽しめました」と話されていました。お知り合いの方と一緒に参加されるのも大歓迎ですので気軽にご参加下さい。

次回以降も皆様が経営をされる上で、何か気づきを得て頂けるような内容を準備して参りますので、ご都合がつく日程で皆様のご参加をお待ちしております！2019年は1・4・7・10月の開催を予定しております。（園田）

事業承継を支援する「リーダースプロジェクト」のご案内

後継者問題に悩む優良な企業を守っていくための取り組みとしてリーダースプロジェクトが発足。

事業承継について、こんなお悩みありませんか？

- ① 他の会社で働いている息子はいるが、会社に入社して引き継ぐかどうかはわからない。
- ② 社員に引き継ぎを打診したが、引き継ぐ意思を感じられない。
- ③ 他社へのM&Aも考えているが、引き継いだ後が心配で躊躇してしまう。
- ④ 後継者がいないため、廃業も考えているができることなら会社を残したい。

今回は私がパートナーとして参画しているリーダースプロジェクトをご案内させていただきます。この事業は株式会社南星と後継者の学校との共同プロジェクトになります。

現在、日本の中小企業は事業承継問題に直面しています。経営者の平均年齢が約61歳と高齢化が進んでおり、実力のある企業が廃業へと追い込まれています。熊本県も例外ではなく、県全体で約17,000社が次の担い手がない状態であり、このままでは廃業を余儀なくされ熊本経済への影響が今後出てくると予想されます。

そこで、そのような後継者問題に悩む優良な企業を守っていくための取り組みとしてリーダースプロジェクトが発足いたしました。

このプロジェクトではまず「自らが先頭に立って事業を行いたい！」という能動的意識がある方を募り、経営者育成専門プログラムにより経営者としての基礎的な力を身につけてもらいます。そして、個人の能力・特性・希望を基に、後継者不在企業とのかけはしを創り、社長との面談を経て、後継者候補として入社し、現経営者と共に後継者として育成していくという内容になります。決して簡単なことではありませんが、事業承継の新しい形としてやる気のある担い手を育成し、その能力が発揮できるステージを提供していくことで熊本経済の新たな推進力となると信じております。また、事業承継に悩む経営者の方にとっての新たな光となっていきたいと思っております。

事業承継で悩まれている経営者の方は、無料相談を開催しておりますので、ぜひ一度お声掛けください。

（高濱 亮）

「進化と現状維持」

人生50年の時代に生まれたが、今では、人生100年となった。

日々劣る体を感じ、何か運動せんといかん！と思った。なぜ思ったか？それは、久しぶりに小・中学時代の友人、約50人と会える機会があった。そこには、一般的に感じ取れる笑いがあった…。でも、どんなに変化した姿であろうと、やっぱり楽しくなり、幸せな気持ちになる。容姿なんてどうでもいい！丈夫な体さえあれば！人生50年の時代に生まれたが、今では、人生100年となった。体が丈夫なら何とか生きていける。慌てず、急がずと思うが…。

ゲノム編集、深センの急成長！どちらも中国…。次世代に生きる若者の未来のためにも地に足をつけて判断してもらいたいと思う！



ココだけは知っておきたい！「働き方改革」

具体的に何が変わるのか知っていますか？

2017年に流行語大賞候補にもなった「働き方改革」。しかし、具体的に何が変わるのか？ という方も少なくはないのではないのでしょうか。実は中小企業にとって大きく影響を受ける改革となっています。

今回は「働き方改革」の、ココだけは知っておきたいポイントを少しだけご紹介させていただきます。

◎そもそも、「働き方改革」って何？

一言で述べると、「働く人が、自分のライフスタイルにあった柔軟な働き方を選択できるようにしよう」というもの。

その背景には長時間労働や、日本における労働生産性の低さ、少子高齢化に伴う深刻な労働人口不足などがあり、労働者の生産性を向上させることが急務の課題とされています。

◎身近な影響について

今回の改正内容については資料Aにまとめていますが、その中でも特に中小企業にとって影響を受けそうな項目を以下に三つ、挙げさせていただきます。

1. 時間外労働の罰則付き上限規制

平成32年4月1日より、時間外労働（休日労働を含む）に対し、上限規制と罰則規定（30万円以下の罰金又は6ヵ月以下の懲役）が追加されました。36協定届出も様式・内容が変更になります。

2. 年次有給休暇の取得義務化

平成31年4月1日より、労働者に最低5日の有給休暇を与えることが義務づけられました。もし従業員が取得しなかった場合、会社が有給休暇を取得すべき日を指定して取得させる必要があります。

3. 割増賃金率の猶予措置の廃止

平成35年4月1日より、今まで中小企業は猶予されていた月60時間超の残業割増賃金率が、今後は大企業と同じように25%→50%に引き上げられます。

インターネットやSNSの普及により、労働者の福利厚生に対する意識は年々高まりつつあるように感じます。

有給の付与や残業代の支払いなどは確かに会社にとって利益を圧迫しますが、一方で「働き方改革」を自社の風土にあわせてうまく活用できれば、新たな人材の確保や既存の社員の離職抑制に繋がるのではないのでしょうか。

なお、自社における労働分配率の適正值などについてはぜひご相談ください。（高濱なずな）

資料A

目的	主な改正内容	施行期日 (※中小企業)
1. 働き方改革の総合的かつ継続的な推進	働き方改革に係る基本的考え方の明示や基本方針（閣議決定）の策定	H30.7.6
2. 長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現等	時間外労働の罰則付き上限規制	H32.4.1
	割増賃金率の猶予措置の廃止	H35.4.1
	年次有給休暇の取得義務化	H31.4.1
	フレックスタイム制の見直し	
	高度プロフェッショナル制度の創設	
	労働時間の客観的な把握の義務化	
	勤務間インターバル制度の導入促進	
	産業医・産業保健機能の強化	
3. 雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保（同一労働同一賃金の実現）	不合理な待遇差を解消するための規定の整備	H33.4.1 (一部、H32.4.1)
	待遇に関する説明義務の強化	
	行政による事業主への助言・指導等や行政ADRの規定の整備	

40年ぶりの民法（相続法）の大改正

今回改正になるのは税法ではなく、民法です。

（１） 遺言制度の改正

① 自筆証書遺言の方式緩和のポイント

現行法では、遺言者が「日付」「全文」「氏名」を自署し、押印しなければならない旨を規定しているが、遺言者が高齢者の場合などは財産目録をすべて自署することは負担が大きく、遺言書の利用を妨げる要因となっています。

改正法では、財産目録を別紙添付する場合には、その「財産目録については自署を要しない」とこととされました。なお、財産目録すべてのページに署名・押印が必要です。

この改正については2019年1月13日から施行される。

② 自筆証書遺言書の保管制度の創設のポイント

現行法では、自筆証書遺言の保管方法は特に定められていないため、銀行の貸金庫、自宅の金庫等に保管している例が多く、そのため、遺言書の方式不備、紛失や偽造のおそれがあり、後日その存在や有効性をめぐって紛争が生じやすいのが現状でした。

改正法では、遺言者が法務局に自筆証書遺言（原本）の保管を申請する制度が創設されました。

具体的には、遺言者は自ら作成した自筆証書遺言について、遺言書保管所として指定された（住所地、本籍地、所有不動産の所在地を管轄する）法務局に対して、当該遺言の保管申請を行うことができることになりました。なお、代理申請はできません。そして、申請が許可された遺言書については、遺言書の画像等の情報が磁気ディスク等に保存されることとなります。

また、遺言者の死亡後、その「関係相続人等」（相続人、当該遺言書に記載された者など）は遺言保管官に対して「遺言書情報証明書（遺言保管ファイルに記載された事項を証明するもの）」の交付を請求することができる他、遺言書原本の閲覧を申請・請求することもできることになりました。

さらに、当該法務局に保管された自筆証書遺言については検認手続きを要しないこととされています。

本改正により、自筆証書遺言の保管場所が確保され、検認手続きも不要となることから、今後、自筆証書遺言の利用促進が大きく期待されることとなります。

（２） 遺留分算定方法の改正

現行法では、贈与は原則として相続開始前1年以内に行ったものに限り、その価額を遺留分算定の基礎となる財産の価額に算入します。一方、相続人に対する特別受益は、その時期を問わず、すべて遺留分算定の基礎財産に算入され、遺留分減殺の対象とされます。

改正法では、相続人に対する特別受益については、相続開始前の10年間にされたものに限り、その価額を遺留分の算定の基礎となる財産の価額に算入することとされました。

そのため、後継者への自社株の生前贈与を相続開始の10年より前に行えば、遺留分の算定に参入されなくなるため、贈与がし易くなりました。

※ 特別受益とは、相続人の中に特別に被相続人から利益を得ていた人がいる場合の、その受けた利益のことです。特別受益が認められると、その相続人の特別受益分について、受益者の遺産取得分が減額されます。

寄与分制度

共同相続人のなかに相続財産を維持増加する上で特別に寄与した者がいる場合には、その相続人は遺産分割の際に他の共同相続人に優先して、遺産から寄与分を受けることができる制度のこと。

今回の改正では、相続人以外の親族にもこの寄与分制度が認められます。

よくある事例としては、相続人を介護する息子の嫁は、相続人のために介護をしていたにもかかわらず、相続人でないため、遺産を相続することができなかったのですが、今回の改正では介護していたということを主張して寄与分としての遺産を受け取ることができるようになりました。

相続税は原則的に国内外にある財産に対して課税されます。相続税を減らしたければ、使うか、贈与をして財産を減らすことです。

贈与する際には、贈与税がかかりますので、相続税と贈与税のどちらが有利かのシミュレーションを事前に行うことが重要です。贈与税も改正されており、相続対策には有効な方法もありますが、基礎控除の110万円以下の贈与をする際にも契約書の作成が必要となります。

今回の改正を機に、相続対策を考えてみたいという方は、当事務所へご相談下さい。（中村）